

国立大学法人東京医科歯科大学病理解剖受託内規

（平成16年4月1日
制定）

（目的）

第1条 この内規は、国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則第59条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）医学部、歯学部及び難治疾患研究所において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）について、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（申込）

第2条 解剖を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別紙様式第1号による病理解剖依頼書（以下「依頼書」という。）を医学部長、歯学部長又は難治疾患研究所長（以下「学部長等」という。）に提出するものとする。

（受託の決定）

第3条 前条の依頼書が提出されたときは、学部長等は、解剖の諾否を決定するものとする。

（病理解剖承諾書の作成等）

第4条 学部長等は、前条の規定により解剖の受託を決定したときは、依頼者に別紙様式2号による病理解剖承諾書（以下「承諾書」という。）を交付するとともに、事務局財務部の金銭出納担当者（以下「金銭出納担当者」という。）に当該承諾書の写しを送付し報告するものとする。

2 学部長等は、第5条第2項の規定により解剖料を徴収しないものについても前項による承諾書を作成し、教育研究用の表示をした上、依頼者に交付するものとする。

（解剖料）

第5条 依頼者は、前条に規定する承諾書の交付を受けたときは、銀行振込等により解剖料（1体につき270,000円）を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に教育研究上必要と認められるときは、解剖料を徴収しないことができる。

（解剖料の入金報告）

第6条 金銭出納担当者は、第4条第1項の規定による報告のあった解剖について、入金があったときは、直ちに担当分野に報告するものとする。

(解剖の実施)

第7条 担当分野は、前条の規定による入金の報告があったときは、その内容を確認した上、解剖を行うものとする。ただし、第5条第2項の規定により解剖料を徴収しないものについては、この限りでない。

(報告)

第8条 解剖終了後、担当教員は解剖所見を依頼者に報告するものとする。

(既納の解剖料)

第9条 既納の解剖料は、返還しない。

(その他)

第10条 担当分野は、年度ごとに依頼書及び通知書を受付番号順に編綴し保管するものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日制定）

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日制定）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日制定）

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月19日制定）

この内規は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別紙様式第1号(第2条関係)

第 号

平成 年 月 日

※受理番号第 号

※剖検番号第 号

東京医科歯科大学学部長等 殿

病院所在地

病院名

電話

院長名

印

病理解剖依頼書

別紙のとおり下記死亡者の遺族から承諾を得たので病理解剖をお願いします。

記

死亡者氏名

性別男女

生年月日

年 月 日 歳

臨床診断

(注) ※の項は記入しないこと。

別紙様式第2号(第4条関係)

第 号

平成 年 月 日

受理番号第

号

剖検番号第

号

殿

東京医科歯科大学学部長等

印

病理解剖承諾書

平成 年 月 日付けをもって依頼のありました死亡者〇〇〇(性別 生年月日 年齢)の病理解剖を下記により承諾します。

記

1 解剖料金

2 解剖料の納付方法

3 _____

4 _____